

|   |  |
|---|--|
| 番 号   | 15請願第15号 (文教付託)                                |
| 受理年月日   | 平成15年 9月 3日                                    |
| 件 名   | 市内在住の私立小・中学校就学者に対する教育費助成および市内私立学校に対する運営費助成について |
| 提 出 者   | 私学助成小中学校協議会<br>代表者 明星学園PTA会長 小川 秀佳 ほか 46,569人  |
| 紹介議員  | 緒方 一郎、大城 美幸、斎藤 隆                               |
| 要 旨   |  |
| <p>三鷹市では、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して毎年、年額8,000円の教育費助成金を交付するとともに、市内の私立学校に対して市内在住在籍者数分の運営費助成金(1人当たり4,000円)が交付されています。これは1971年に三鷹市が全国に先駆けて施行した私学助成の制度によるものです。</p> <p>私学助成は、私立学校振興助成法によって国も認める制度です。三鷹市が独自にこの制度をつくり、長年にわたり維持発展させてきたことは、私立学校も公立と同様に公教育の一翼を担っていることを認め、市民が私学を選ぶ権利を認めてくださっている貴市の高い見識を示すものとして、誇りに思っております。</p> <p>憲法では、「義務教育はこれを無償とする」と定められております。実際、公立の小・中学校の教育費は、全額国と都と市が税金から負担しています。三鷹市内の公立小・中学校に通う生徒の教育費の三鷹市の負担額は2003年度の予算によれば、小学生1人当たり年額約28万円、中学生1人当たり年額約36万円になります。ところが、私立の小・中学校を選んだ父母は、同じ税金を納めている市民でありながら、無償とはほど遠い学費負担を強いられているのです。私学を選んだ市民が、もし公立の小・中学校を選んだ場合、その教育費を市が負担しているはずですが、私立小・中学校を選んだ父母に対しても、その教育費のせめて一部でも還元されるべきものと考えます。</p> <p>子どもを私立小・中学校に通わせている市民に対して、経済的負担を少しでも軽減するために、以下の事項を請願いたします。貴市の、なお一層のご尽力をいただけますようお願いいたします。</p> <p>〔請願事項〕</p> <p>1 市内在住の私立小・中学校に就学する児童・生徒に対する教育費助成の増額</p> |  |

2 市内の私立学校に対する運営費助成の増額

3 国と都あてに、私立小・中学校就学者に対する教育費助成実現の意見書の提出